

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対比表

(赤字部分が改定箇所)

改 訂 前	改 訂 後
<前略> 第 16 条 （印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届書類に使用された印影（または署名）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。 <後略>	<前略> 第 16 条 （印鑑照合等） ① 手形、小切手、払戻請求書または諸届書類に使用された印影（または署名）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ② <同左> ③ <同左> <後略>